

令和4年11月吉日

住宅確保要配慮者居住支援法人 各位

横浜市建築局住宅政策課

## 横浜市「空家活用のマッチング制度」のご案内

平素より、本市住宅行政の推進に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、近年増加傾向にある一戸建て空家を、地域貢献施設等として活用促進していくことを目的とした「空家活用のマッチング制度」を、令和3年度から開始しています。

これまでは、地域交流や支援施設等への活用を前提とした制度としており、住居として活用する場合は制度の対象外としていましたが、今後、住宅確保要配慮者を対象とする住居への活用についても、当制度の対象とすることとしましたのでご案内いたします。

つきましては、住宅確保要配慮者を対象とする住宅の供給をご検討の場合は、「空家活用のマッチング制度」の活用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

### 【制度概要】

別添資料のとおり

担当 横浜市建築局住宅政策課

田中、小澤

電話 045-671-4121

空家・空地を

借りたい

団体等

# 横浜市 空家・空地活用 マッチング制度

子育て支援や子どもたちの  
居場所の取組みとして

シニア世代の活動や  
多世代交流の拠点として

## マッチング制度の3つの流れ

- ① 空家・空地の活用事業の相談・情報を登録！
- ② 条件に該当する空家・空地の情報を受け取る！
- ③ 所有者とのマッチング！

詳細は裏面をご覧ください → → →

居住支援法人が運用する住居として

地域の方たちが集うカフェや  
コワーキングスペースとして

障害のある人の働く場となる  
福祉事業拠点として

空家・空地を活用して地域に貢献する活動に取り組みたい方へ

地域貢献の活動拠点を探している団体や事業者と、  
横浜市内の空家・空地の所有者とのマッチングをコーディネートする仕組みです。

**【空家・空地を所有している方の登録も受け付けています】**

詳細は裏面をご覧ください → → →

横浜市  
市民協働  
推進センター



<問い合わせ>

☎ 045-671-4732

ホームページの問い合わせフォームからも相談を受け付けています。  
右のQRコードからアクセスしてください。



本事業は、横浜市建築局住宅政策課(045-671-4121)と横浜市市民協働推進センター  
(管理運営団体:市民セクターよこはま・関内イノベーションイニシアティブ共同事業体)が  
協働で実施しています。



## → → → マッチングまでの流れ ← ← ←

本事業では、横浜市市民協働推進センターと住まいるインが、相互で情報共有し、登録された方の希望や条件がマッチした場合に、横浜市市民協働推進センターが、所有者と活動団体・事業者等との対話の場を設定します。

### 空家・空地を地域で活用したい方 (活動団体・事業者等)

<対象者>

- 市民で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体又はその意向を持っている方
- 事業者

<活動の要件>

自治会・町内会から理解を得られるような地域活性化に資する事業であること。

※上記のいずれかの対象者に該当し、非営利・公益を目的とする取組み



横浜市市民協働推進センターへ

☎ 045-671-4732

(平日 9:00-20:00  
土日・祝日 9:00-17:00)



ホームページの問い合わせフォームには  
右上のQRコードからアクセスできます。

### 空家・空地を活用してほしい方 (空家・空地の所有者)

<対象者>

空家及び空地の所有者

<対象建築物等>

横浜市内にある一戸建て住宅の空家、又はその跡地等

※建築物の老朽化が激しい、法令に違反しているなど、利活用に適さない場合はお断りすることがあります。



空家の総合案内窓口（住まいるイン）へ

☎ 045-451-7762

(平日 10:00-17:00 ※定休日は  
土日祝日・年末年始)



相談窓口：

ヨコハマポートサイドビル 4階

ホームページには右上のQRコードからアクセスできます。

#### Step 1

電話または上記フォームでご連絡いただき、相談日をご予約ください。(その際にも、簡単にヒアリングさせていただきます。)

#### Step 2

予約相談では、主に以下の内容についてお聞かせください。

- 空家・空地を活用した事業について(事業の目的・内容、予算、期間等)
- 空家・空地の条件について(エリア、構造等)

※計画として、お考えの範囲でお聞きします。

※オンラインでの対応も可能です。

#### Step 3

条件に該当する物件の情報があった場合、その情報をお伝えしますので、紹介(所有者との対話)の希望の有無をお聞かせください。

#### Step 1

電話または窓口でご相談の際、次の内容についてお聞かせください。

- 空家・空地の所在地、建物の構造、建築時期、管理状況等
- 貸し出す際の条件(期間、家賃、原状回復の有無)

#### Step 2

活動団体・事業者等との対話の希望がありましたら、上記で伺った空地・空家の情報を登録します。登録された空地・空家の情報は、空家の総合案内窓口(住まいるイン)から、横浜市市民協働推進センターに提供されます。

※非営利・公益を目的とした事業の実施が前提となりますので、条件をご相談させていただく場合があります。



双方の希望を確認し、対話の場を設定します。  
日時は、横浜市市民協働推進センターが調整します。会場も当センター(横浜市庁舎1階)で行います。

## 空家活用のマッチング制度

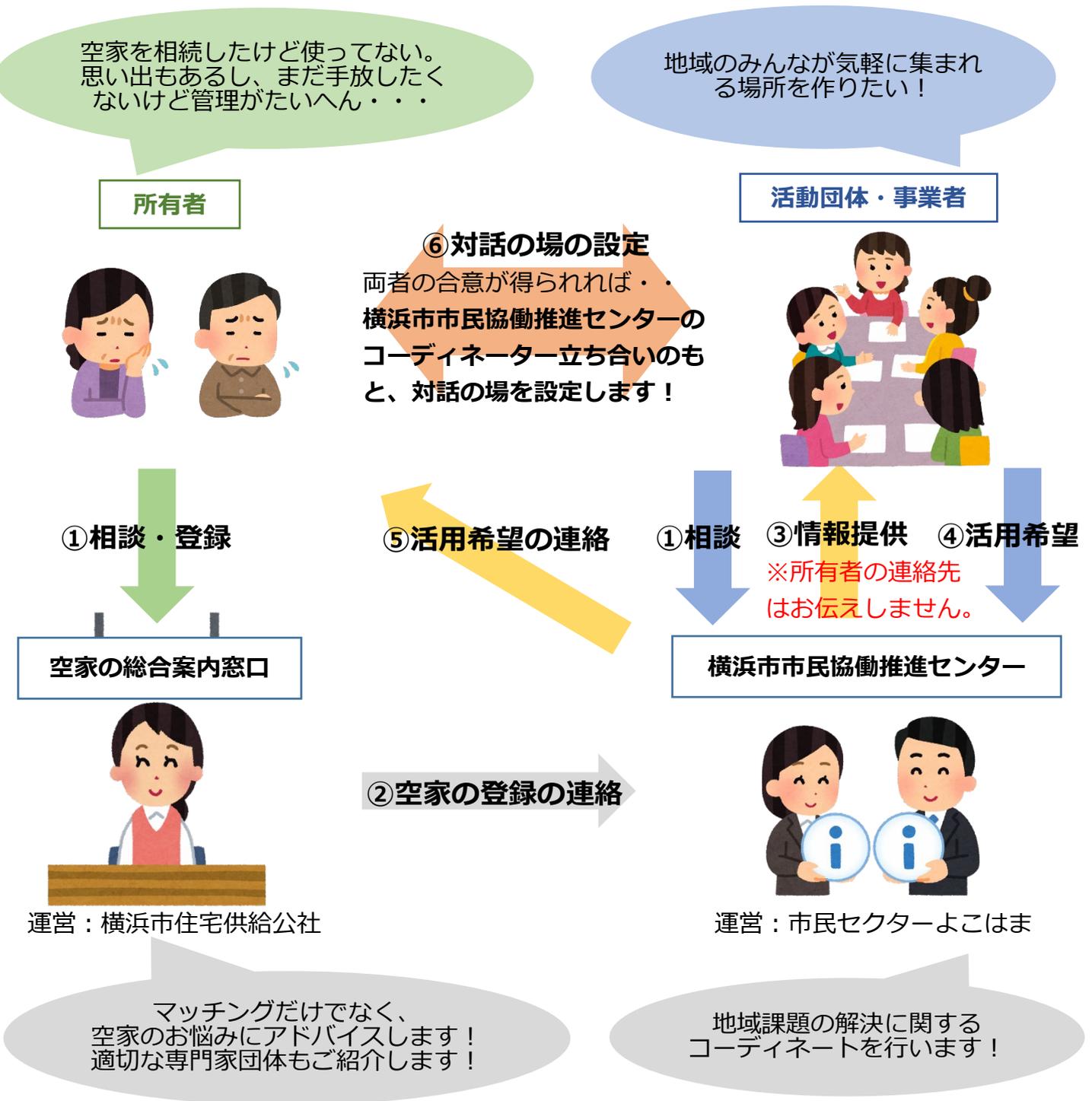
横浜市内の空家等の所有者と、地域活動の拠点を探している団体や事業者との対話の場の設定を行う制度です。

利用方法が決まっていない空家・空地をお持ちの方、地域で活動したい団体の方など、窓口までお気軽にご相談ください。

※地域利用とは、地域交流拠点、コワーキングスペース等に活用することをいいます。

※居住目的（住宅確保要配慮者を対象とする場合は除く）や、営利目的によるご利用はできません。

### <マッチングの流れ>



## 空家・空地を活用してほしい方（空家の所有者）

### (1) 相談・登録先

空家の総合案内窓口

時間：10時～17時（土日、祝日、年末年始を除く）

場所：横浜市住宅供給公社 住まいるイン

（神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル4階）

電話：045-451-7762

### (2) 対象者

空家及び空地の所有者

### (3) 対象建築物等

横浜市内有る一戸建て住宅の空家、又はその跡地等

※ 建築物の老朽化が激しい、法令に違反しているなど、利活用に適さないものは登録をお断りすることがあります。

### (4) 費用

費用は無料です。（対話の場の設定まで）

### <相談・登録から紹介までの流れ>

手続	内容
相談・登録	<ol style="list-style-type: none"><li>1 電話又は窓口でご相談のうえ、登録希望をお申し出ください。</li><li>2 以下の内容を伺いますので、事前に資料などをご準備ください。<ol style="list-style-type: none"><li>①所有者の名前、住所、連絡先</li><li>②空家の所在地、構造、階数、建築時期、管理状況</li><li>③貸し出す際の条件（期間、家賃、現状回復）</li></ol>※①、②、③を横浜市市民協働推進センター（次項参照）へ、②、③を活動団体・事業者へ情報提供することについて同意を確認します。</li></ol>
活用希望の連絡	<ol style="list-style-type: none"><li>1 空家を使いたいと申し出があった団体の内容をお伝えします。<ul style="list-style-type: none"><li>・団体名、代表者氏名（連絡先はお伝えしません。）</li><li>・活用の目的、内容、期間、使う人数等</li></ul></li><li>2 紹介を希望するか、お教えてください。 希望されない場合は、市民協働推進センターからお断りします。</li></ol>
紹介	<p>※紹介を希望された場合</p> <p>横浜市市民協働推進センターが対話の日時を設定します。 当日は以下の資料を持参のうえ、横浜市庁舎1階（中区本町6-50-10）にある横浜市市民協働推進センター（次項参照）までお越しください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・家屋の図面、家屋の登記事項証明書</li></ul>

## 空家・空地を地域で活用したい方（活動団体・事業者等）

### (1) 相談・登録先

横浜市市民協働推進センター

時間：平日9時～20時、土日祝9時～17時

場所：横浜市庁舎（中区本町6-50-10）1階の協働ラボ（大岡川沿い）

電話：045-671-4732

### (2) 対象者（いずれか）

ア 市民(在住・在勤・在学)で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体

例) 自治会町内会、NPO 団体等

イ 事業者（市税の滞納がない、暴力団体ではないこと）

### (3) 登録の要件

自治会・町内会から理解を得られるような地域活性化に資する事業であること  
※上記のいずれか対象者に該当し、非営利・公益を目的とする取組み。

### (4) 費用

費用は無料です。（相談・コーディネート、情報提供、対話の場の設定まで）

### <相談・登録から紹介までの流れ>

手続	内容
相談・登録	<p>まずは、電話で簡単にヒアリングさせていただきます。そのうえで、ご相談される日の予約をお願いいたします。その際は、以下の書類の提出をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の定款や規約、名簿（法人の場合は役員名簿）、活動内容などが分かるもの</li> <li>・空家、空地の活用する事業の内容が分かるもの</li> </ul>
↓	
情報提供	<p>1 空家、空地に関する情報をお伝えします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家の所在地、構造、階数、建築時期、管理状況</li> <li>・貸し出す際の条件（期間、家賃、現状回復）</li> </ul> <p>※所有者の情報はお伝えしません。</p> <p>2 紹介を希望するか、お教えてください。</p> <p>※団体名、代表者氏名、活動の目的と内容について、所有者に情報提供することの同意を確認します。</p>
↓	
紹介	<p>※紹介を希望された場合</p> <p>横浜市市民協働推進センターが所有者との対話の日時を設定します。</p> <p>当日は、横浜市庁舎1階（中区本町6-50-10）にある市民協働推進センターまでお越しください。</p>